「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

<table>
<tr><td>不利益処分名</td><td colspan="2">保護施設の設備若しくは運営改善、その事業の停止又は認可の取消し</td></tr>
<tr><td>根拠法令・条項</td><td colspan="2">生活保護法第４５条第２項</td></tr>
<tr><td>所　　管　　課</td><td colspan="2">生活福祉部　生活援護管理課</td></tr>
<tr><td>処　分　基　準

（処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）</td><td colspan="2">・設　定　　・設定できない　　・基準を公開できない

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準
（昭和４１年７月１日　厚生省令第１８号）

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の施行について
（昭和４１年８月２９日　厚生省発社第１９０号厚生事務次官通知）
（昭和４１年１２月１５日　社施第３３５号厚生省社会局長通知）

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の一部を改正する省令の施行について
（昭和５８年４月１日　社施第５０号厚生省社会局長通知）

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の一部を改正する省令について
（昭和６２年３月９日　社施第３６号厚生省社会局長通知）

堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例
（平成２４年１２月１４日　条例第５６号）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">聴聞・弁明の機会の付与の区分</td><td>聴聞又は弁明の別</td><td>・聴　聞　　・弁　明</td></tr>
<tr><td>（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）</td><td>ただし、行政手続法第１３条第２項第３号に規定する「　　するとき」に該当するため、手続を省略する。</td></tr>
<tr><td>個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項</td><td></td></tr>
</table>